

枚方市条例第 7 号

枚方市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

枚方市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和53年枚方市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「その利率を延滞の場合を除き年3パーセント」を「延滞の場合を除き、その利率を年1.5パーセント」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第2項ただし書中「貸付金」を「災害援護資金」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則 [令和元年6月25日公布]

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、改正前の第15条第3項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第12条まで」とあるのは、「第11条まで並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の令第8条」とする。